

「指定代理請求特約」を付加したご契約の  
ご契約者さま・被保険者さま  
および指定代理請求人さまへ

2020年2月26日  
住友生命保険相互会社

## 「指定代理請求特約」改定についてのお知らせ

当社は、「指定代理請求特約」を「被保険者代理特約」へ改定いたします。

**本改定に伴う各種変更内容は、既契約についても同様に、2020年4月1日より遡及して適用します。**

なお、**本改定に伴う保険料の変更やお客さまによるお手続きは必要ございません**のでご安心ください。

本改定についてご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧いただきますよう、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

### 「被保険者代理特約」について

以下の各項目は概要を記載したものです。各項目の詳細（改定前後の条文）につきましては、別紙をご確認ください。

#### ①特約名称・代理人名称の変更

特約名称を「指定代理請求特約」から「被保険者代理特約」に、代理人名称を「指定代理請求人」から「被保険者代理人」に変更します。

(※) 2006年4月1日以前にご加入の、指定代理請求特約が付加されていないご契約における「指定代理請求人」についても同様に、代理人名称を「被保険者代理人」に変更します。

#### ②代理可能となる要件の変更

現行の「指定代理請求特約」においては、被保険者の直系血族に該当するものがない場合に被保険者の兄弟姉妹を指定代理請求人とすることができましたが、今回の改定に伴い、被保険者の直系血族の有無にかかわらず、兄弟姉妹を被保険者代理人とすることができるよう変更します。

#### ③代理人の変更制度に関する変更

現行の「指定代理請求特約」においては、会社に対する通知により、指定代理請求人を変更することができましたが、被保険者代理人の変更にあたっては、当社の承諾が必要となります。

#### ④代理請求の対象手続きの変更

現行の「指定代理請求特約」においては、保険契約者と被保険者が同一人である場合の保険契約者に支払われる保険金等も指定代理請求人による代理請求の対象としていましたが、これらは本来保険契約者の権利にあたるため、保険契約者代理特約（後述）が付加されている場合は、保険契約者代理人が代理請求するものに変更します。

なお、保険契約者代理特約が付加されていない場合は、現行同様、被保険者代理人が代理請求することができます。

### 【「保険契約者代理特約」について】

当社では、保険契約者が（手続きの）意思表示ができない場合に、その後の手続きを代理することを可能とするとともに、保険契約者が意思能力に不安を抱える状態において家族等の同意のもと手続きを適切に行うための特約（保険契約者代理特約）の取扱いを新たに開始します。

上記に伴い、現行の「指定代理請求特約」の改定を行います。

なお、「保険契約者代理特約」については、2020年3月24日以降、既契約への中途付加も取り扱います。

以上

**(別紙) 改定前後の条文**

**①特約名称・代理人名称の変更、②代理可能となる要件の変更**

旧：現行「指定代理請求特約」	新：「被保険者代理特約」
<b>指定代理請求特約</b>	<b>被保険者代理特約</b>
<p><b>第3条（指定代理請求人による保険金等の請求）</b></p> <p>① 次のいずれかの事情があるために保険金等の受取人が保険金等を請求できないときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人<sup>[1]</sup>が、保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができます。</p> <p>1. 傷害または疾病により、保険金等を請求する意思表示ができないこと</p> <p>2. 傷病名の告知を受けていないこと</p> <p>3. その他第1号および前号に準じた会社が認める状態であること</p> <p>② <u>指定代理請求人が前項の請求を行う場合、指定代理請求人は請求時において次のいずれかに該当することを要します。</u></p> <p>1. 次の範囲内の者</p> <p>イ. 被保険者の戸籍上の配偶者</p> <p>ロ. 被保険者の直系血族</p> <p>ハ. <u>前ロに該当する者がいない場合は、被保険者の兄弟姉妹<sup>[2]</sup></u></p> <p>ニ. 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等以内の親族</p> <p>2. 次の範囲内の者。ただし、会社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、保険金等の受取人のために保険金等を請求すべき適当な理由があると会社が認める者に限ります。</p> <p>イ. 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている前号ニに掲げる以外の者</p> <p>ロ. 被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている者</p> <p>ハ. その他前イおよびロに掲げる者と同等の特別な事情がある者</p>	<p><b>第3条（被保険者代理人による保険金等の請求）</b></p> <p>① 次のいずれかの事情があるために保険金等の受取人が保険金等を請求できないときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した被保険者代理人<sup>[1]</sup>が、保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができます。</p> <p>1. 傷害または疾病により、保険金等を請求する意思表示ができないこと</p> <p>2. 傷病名の告知を受けていないこと</p> <p>3. その他第1号および前号に準じた会社が認める状態であること</p> <p>② <u>被保険者代理人が前項の請求を行う場合、被保険者代理人は請求時において次のいずれかに該当することを要します。</u></p> <p>1. 次の範囲内の者</p> <p>イ. 被保険者の戸籍上の配偶者</p> <p>ロ. 被保険者の直系血族</p> <p>ハ. 被保険者の兄弟姉妹<sup>[2]</sup></p> <p>ニ. 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等以内の親族</p> <p>2. 次の範囲内の者。ただし、会社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、保険金等の受取人のために保険金等を請求すべき適当な理由があると会社が認める者に限ります。</p> <p>イ. 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている前号ニに掲げる以外の者</p> <p>ロ. 被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている者</p> <p>ハ. その他前イおよびロに掲げる者と同等の特別な事情がある者</p>
<p><b>第3条補則</b></p> <p>[1] 指定代理請求人は1人とします。以下同じ。</p> <p>[2] 兄弟姉妹がいないときは甥姪とします。</p>	<p><b>第3条補則</b></p> <p>[1] 被保険者代理人は1人とします。以下同じ。</p> <p>[2] 兄弟姉妹がいないときは甥姪とします。</p>

**③代理人の変更制度に関する変更**

旧：現行「指定代理請求特約」	新：「被保険者代理特約」
<p><b>第5条（指定代理請求人の変更および指定の撤回）</b></p> <p>保険契約者は、被保険者の同意を得て、<u>会社に対する通知により、指定代理請求人を変更し、または指定代理請求人の指定を撤回</u>することができます。</p>	<p><b>第5条（被保険者代理人の変更および指定の撤回）</b></p> <p>① 保険契約者は、被保険者の同意および<u>会社の承諾</u>を得て、被保険者代理人を変更することができます。</p> <p>② 保険契約者は、被保険者の同意を得て、<u>会社に対する通知により、被保険者代理人の指定を撤回</u>することができます。</p>

#### ④代理請求の対象手続きの変更

旧：現行「指定代理請求特約」	新：「被保険者代理特約」
<p>(該当条文なし)</p> <p>『参考：指定代理請求特約』</p> <p><b>第2条（特約の対象となる保険金等）</b></p> <p>この特約の対象となる保険金等（以下「保険金等」といいます。）は、主契約および付加されている特約の給付<sup>[1]</sup>のうち、次に定めるものとします。ただし、すえ置いて受け取る方法が選択されたことによりすえ置かれた給付を除きます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 被保険者が受け取ることとなる給付<sup>[2]</sup></li> <li>2. 被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込免除</li> </ol> <p><b>第2条補則</b></p> <p>[1] 社員配当金、および主契約の高度障害保険金等の給付が支払われるときにその給付の受取人に支払われる特約の保険料積立金等を含みます。以下同じ。</p> <p>[2] 被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険契約者が受け取ることとなる給付、および被保険者が受取人に指定されている給付を含みます。</p>	<p><b>第15条（主契約等に保険契約者代理特約が付加されている場合の特則）</b></p> <p>① 主契約に保険契約者代理特約が付加されているときは、次に定めるところによります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 第2条（特約の対象となる保険金等）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。</li> </ol> <p><b>第2条（特約の対象となる保険金等）</b></p> <p>この特約の対象となる保険金等（以下「保険金等」といいます。）は、主契約および付加されている特約の給付（社員配当金、および主契約の高度障害保険金等の給付が支払われるときにその給付の受取人に支払われる特約の保険料積立金等を含みます。以下同じ。）のうち、被保険者が受け取ることとなる給付（被保険者が受取人に指定されている給付を含みます。）とします。ただし、すえ置いて受け取る方法が選択されたことによりすえ置かれた給付を除きます。</p>